

第104期定時株主総会 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

■事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人に関する事項
- ・ 会社の体制及び方針

■連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

■計算書類

■監査報告書

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況 (2023年3月31日現在)

「4. 会社役員に関する事項 (2) 取締役の報酬等」に記載のとおり、2019年度より役員報酬制度の見直しを行い、株式関連報酬を下記①記載の株式報酬型ストックオプションから、②勤続条件付株式報酬型ストックオプション及び③業績連動条件付株式報酬型ストックオプションに切り替えました。

①2009年3月～2018年6月株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

名称 (取締役会発行決議日)	新株予約権を行使 することができる期間	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の 発行価額	新株予約権行使時の 払込金額
エイチツーオーリテイリング株式会社 2009年3月発行新株予約権 (2009年1月30日)	2009年4月1日から 2039年3月31日まで	17個	普通株式 8,500株	1個あたり 493,000円	1株あたり 1円
エイチツーオーリテイリング株式会社 2010年3月発行新株予約権 (2010年1月28日)	2010年4月1日から 2040年3月31日まで	27個	普通株式 13,500株	1個あたり 568,000円	1株あたり 1円
エイチツーオーリテイリング株式会社 2011年3月発行新株予約権 (2011年2月24日)	2011年4月1日から 2041年3月31日まで	40個	普通株式 20,000株	1個あたり 492,000円	1株あたり 1円
エイチツーオーリテイリング株式会社 2012年2月発行新株予約権 (2012年1月26日)	2012年3月1日から 2042年2月28日まで	46個	普通株式 23,000株	1個あたり 550,000円	1株あたり 1円
エイチツーオーリテイリング株式会社 2013年3月発行新株予約権 (2013年1月31日)	2013年4月1日から 2043年3月31日まで	62個	普通株式 31,000株	1個あたり 966,000円	1株あたり 1円
エイチツーオーリテイリング株式会社 2014年3月発行新株予約権 (2014年1月31日)	2014年4月1日から 2044年3月31日まで	78個	普通株式 39,000株	1個あたり 783,000円	1株あたり 1円
エイチツーオーリテイリング株式会社 2015年3月発行新株予約権 (2015年1月30日)	2015年4月1日から 2045年3月31日まで	104個	普通株式 52,000株	1個あたり 1,070,500円	1株あたり 1円
エイチツーオーリテイリング株式会社 2016年3月発行新株予約権 (2016年1月28日)	2016年4月1日から 2046年3月31日まで	134個	普通株式 67,000株	1個あたり 899,000円	1株あたり 1円
エイチツーオーリテイリング株式会社 2017年3月発行新株予約権 (2017年1月26日)	2017年4月1日から 2047年3月31日まで	159個	普通株式 79,500株	1個あたり 822,500円	1株あたり 1円
エイチツーオーリテイリング株式会社 2018年3月発行新株予約権 (2017年9月28日)	2018年4月1日から 2048年3月31日まで	161個	普通株式 80,500株	1個あたり 895,500円	1株あたり 1円
エイチツーオーリテイリング株式会社 2018年6月発行新株予約権 (2018年6月22日)	2018年7月1日から 2048年6月30日まで	189個	普通株式 94,500株	1個あたり 807,500円	1株あたり 1円

注. 上記新株予約権の主な行使の条件

当社及び株式会社阪急阪神百貨店の取締役・監査役・執行役員等のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間行使することができます。

②勤続条件付株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

名称 (取締役会発行決議日)	新株予約権を行使 することができる期間	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の 発行価額	新株予約権行使時の 払込金額
2019年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション) (2019年6月26日)	2019年7月16日から 2049年7月15日まで	1,075個	普通株式 107,500株	1個あたり 99,500円	1株あたり 1円
2020年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション) (2020年6月23日)	2020年7月16日から 2050年7月15日まで	1,060個	普通株式 106,000株	1個あたり 46,000円	1株あたり 1円
2021年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション) (2021年6月22日)	2021年7月16日から 2051年7月15日まで	1,095個	普通株式 109,500株	1個あたり 74,100円	1株あたり 1円
2022年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション) (2022年6月22日)	2022年7月16日から 2052年7月15日まで	1,035個	普通株式 103,500株	1個あたり 81,900円	1株あたり 1円

注. 上記新株予約権の主な行使の条件

当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を含む）・監査役・執行役員等役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間行使することができます。

③業績連動条件付株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

名称 (取締役会発行決議日)	新株予約権を行使 することができる期間	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の 発行価額	新株予約権行使時の 払込金額
2021年8月発行新株予約権B (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション) (2021年7月28日)	2021年9月1日から 2051年8月31日まで	370個	普通株式 37,000株	1個あたり 69,900円	1株あたり 1円
2022年7月発行新株予約権B (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション) (2022年6月22日)	2022年7月16日から 2052年7月15日まで	360個	普通株式 36,000株	1個あたり 80,900円	1株あたり 1円

注. 上記新株予約権の主な行使の条件

当社取締役会が予め定める指標について、当該指標の達成度に応じて、割当てられた新株予約権の0～100%の範囲で権利行使可能な個数を確定し、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を含む）・監査役・執行役員等役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間行使することができます。なお、2021年8月及び2022年7月割当て分の業績連動指標は以下のとおりです。

・2021年8月及び2022年7月割当て分

指標	2023年度目標数値	ウェイト
①連結経常利益	140億円	50%
②連結ROIC	3.0%	50%

(2) 当事業年度末日における当社取締役の保有する新株予約権の状況

(2023年3月31日現在)

名称	保有者数		新株予約権の数	目的となる株式の数
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2009年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	1名	3個	1,500株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2010年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	2名	9個	4,500株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2011年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	2名	14個	7,000株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2012年2月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	2名	14個	7,000株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2013年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	2名	22個	11,000株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2014年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	2名	22個	11,000株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2015年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	3名	29個	14,500株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2016年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	3名	31個	15,500株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2017年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	3名	36個	18,000株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2018年3月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	3名	36個	18,000株
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2018年6月発行新株予約権	取締役（監査等委員除く）	3名	37個	18,500株
2019年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	4名	195個	19,500株
	監査等委員である取締役	4名	40個	4,000株
2020年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	4名	240個	24,000株
	監査等委員である取締役	5名	50個	5,000株
2021年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	4名	240個	24,000株
	監査等委員である取締役	5名	50個	5,000株
2021年8月発行新株予約権B (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	3名	90個	9,000株
2022年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	4名	240個	24,000株
	監査等委員である取締役	5名	50個	5,000株
2022年7月発行新株予約権B (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション)	取締役（監査等委員除く）	3名	90個	9,000株

注. 新株予約権の内容の概要は、上記(1)に記載のとおりです。

(3) 当事業年度中に当社執行役員並びに子会社取締役及び執行役員に交付された新株予約権の状況

名 称	交付者数		新株予約権の数	目的となる株式の数
2022年7月発行新株予約権A (勤続条件付株式報酬型ストックオプション)	当社執行役員並びに 子会社取締役、監査役及び執 行役員	23名	745個	74,500株
2022年7月発行新株予約権B (業績連動条件付株式報酬型ストックオプション)	当社執行役員並びに 子会社取締役及び執行役員	20名	270個	27,000株

注. 新株予約権の内容の概要は、上記(1)に記載のとおりです。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
報酬等の額	59 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	253 百万円

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査時間、内容の分析・評価、及び監査報酬の推移並びに他社との比較の検証を行い、会計監査人の資質を量る面接を実施し、監査計画における監査項目別監査時間・要員計画、重要監査項目の監査手続き、報酬見積りの算出根拠・算定内容の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する場合、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の継続監査年数や報酬額等を勘案し、監査の品質及び効率が低下するおそれがあり、かつ、改善の見込みがない場合や、会計監査人の評価を踏まえ監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

①業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【コンプライアンス】

当社グループの役員及び社員が当社グループの基本方針、倫理・法令・ルール等に基づき行動するための基本姿勢を「H2Oリテイリンググループ行動規範」として定めるとともに、「グループコンプライアンス規程」を制定し、当社グループのコンプライアンス推進に関する基本方針並びにルールを定めます。また、コンプライアンスの推進等に必要な知識と経験を有する社外取締役を選任いたします。コンプライアンス体制の構築・整備を推進することを目的として「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置するとともに、当社及び当社グループ各事業に責任者を置き、コンプライアンスに関わる諸施策の推進及び情報の共有化を図ります。

内部通報制度を設置するとともに、当社グループの役員及び社員が法令違反行為または不正行為を行った場合における懲戒処分に関するルールを定めます。

また、内部監査担当を設置し、内部監査に関する規程に従い、当社グループの内部監査を実施いたします。

【財務報告の信頼性を確保するための体制の整備】

当社及び当社グループ各社において財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備、運用を行い、当社において、金融商品取引法及び関係法令の定めに基づき、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価を実施いたします。

【反社会的勢力の排除に向けた体制の整備】

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力などからの不当な要求には一切応じないことを「H2Oリテイリンググループ行動規範」において明確にするとともに、警察、弁護士など外部の専門家との連携を強化し、反社会的勢力との関係遮断のための必要な体制を整備いたします。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る社内文書、その他の情報について、法令等に基づき、保管方法、保存期間等を定めた各種規定を制定し、適切に保存・管理を行います。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【リスク管理体制】

リスク発生の予防対策、リスク発生時の報告、発生リスクへの対応の原則、対応策の実施等を骨子とする「リスク管理規程」を制定し、当社グループのリスク管理に関する基本方針並びにルールを定めます。

リスクの未然防止とリスク発生時の損失最小化を図るため、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」において、当社グループにおけるリスク情報の収集・対応策の策定並びに当社グループ各事業において、事業の特性に応じたリスク対策を自発的かつ計画的に講じる仕組みを構築するとともに、当社グループのリスクに関する情報の共有化を図るための体制を整備いたします。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の監督責任と執行役員の執行責任の明確化及び取締役の職務執行の効率化を図るため、当社及び当社グループ各社に、執行役員制度を導入するとともに、当社及び当社グループ各社の経営上の意思決定を効率的に行うための機関としてグループ経営会議を設置いたします。また、月次・四半期の業績管理を行うとともに、取締役会及びグループ経営会議において、事業計画の進捗状況を検証し、必要に応じて目標を修正いたします。

また、職制に基づく所管事項または受命事項の処理に関する手続きを定めた「決裁規程」を整備し、権限と責任の所在を明確にいたします。

5) 当社グループ各社の当社への報告に関する体制、その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「グループ会社管理規程」を定め、当社グループ各社における経営計画及び重要な営業政策、業務執行についての当社への報告ルールを定めるものとし、当該事項につき、当社規程に従いグループ経営会議及び当社取締役会に付議いたします。

なお、当社の内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制は、当社グループ全社を対象といたします。

6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の要請に基づき、監査等委員会の職務を補助する専任のスタッフ（以下「監査等委員会専任スタッフ」といいます）を任命いたします。また、監査等委員会専任スタッフは、監査等委員でない取締役の指揮命令に服さないものといたします。

7) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員と代表取締役、監査等委員と各スタッフとの会合、グループ監査役連絡会（当社からは監査等委員が出席）の定例開催、グループ経営会議その他の重要会議への監査等委員の出席、重要案件に関する決裁書及びグループ経営会議・各種委員会の議事録の回覧等を行います。

当社グループの役員及び社員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとし、法令等の違反行為等、当社または当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について発見したときは、直ちに当該会社の監査等委員または監査役に報告し、報告を受けた監査等委員または監査役は直ちに当社監査等委員会に報告いたします。

当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理、内部通報制度等に関する当社監査等委員会への報告を定期的に行います。

また、当社グループの監査等委員会または監査役へ報告を行った当社グループの役員及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底いたします。

8) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の要請に基づき、監査等委員会専任スタッフを当社グループ各社の監査役として任命いたします。監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、監査等委員がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、法令に基づき、速やかにその費用等について負担いたします。また、当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等に係る予算を毎年設けます。

②当期における運用状況の概要

1) 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「H2Oリテイリンググループ行動規範」「グループコンプライアンス規程」を定めるとともに、当社グループ各社が遵守すべき基本事項をまとめたグループ運営ルールを整備し、周知徹底を図っております。

「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」においては、専門部会である公正取引、品質管理、情報セキュリティ、防災・パンデミック、労働環境や人権等の各部会におけるグループ重点リスクに対する取り組み内容と来期の課題、並びに公益通報者保護法をはじめとした法改正について、情報の共有化と対応策について検討を行いました。

また、当社グループにおけるコンプライアンス推進とリスクの未然防止を図るため、グループ各社のコンプライアンス担当者を対象に「コンプライアンス連絡会」を随時開催しており、当期は、公益通報者保護法改正を踏まえた内部通報制度の実務従事者を対象にした研修の実施や、防災・パンデミック対応のための本部体制の整備、セキュリティ事故防止に向けたグループ対応方針や対応策等について、グループ各社に周知し、対応の徹底を推進しました。

内部通報制度「コンプライアンスホットライン」につきましては、当社及び中核会社において通報窓口を設置しておりますが、当期は窓口の整備・拡大を図るとともに、グループ各社での周知の再徹底を行いました。また、通報の内容については、代表取締役及び常勤監査等委員へ定期的に報告しております。

また、反社会的勢力への対応については、契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取り組みを継続して実施しております。

2) 財務報告の信頼性を確保するための取り組みとしては、株式会社K S Pを全社統制の評価範囲に加え、当社における内部統制の整備・評価を新たに行うなど、当社グループ全体としての統制状況の評価と、業務プロセス統制においては、従来の株式会社阪急阪神百貨店、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスの3社に加え、株式会社関西スーパーマーケットを新たな評価範囲として、業務プロセスレベルの内部統制の整備・運用状況の評価を実施いたしました。

3) 監査を支える体制においては、引き続き、監査等委員会の職務を補助する専任のスタッフ13名を監査等委員会の要請に基づき配置するとともに、当該スタッフを当社グループ各社の監査役及び内部監査担当として選任しております。

また、社外取締役監査等委員と代表取締役との会合及び常勤監査等委員と経営企画室、開発室、事業推進室、IT・デジタル推進室、財務室、総務室、人事室、J-SOX担当のスタッフとの会合を定期的に実施するとともに、常勤監査等委員がグループ経営会議などの重要な会議に出席しております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期にわたる適正な財務体質の構築と成長投資に必要なキャッシュ・フロー、事業年度ごとの業績を勘案しながら安定的な利益還元を行うことを基本に、親会社株主に帰属する当期純利益、連結純資産、連結キャッシュ・フローの中長期の計画から総合的に判断して最適な成果配分を行うことを基本方針としております。

当期の連結業績は、「1. (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおり、連結当期純利益は過去最高となりましたが、百貨店及びイズミヤの税効果の見直しによる税金費用の減少など一過性の要素等もあることから、当期の1株当たり年間配当額につきましては、引き続き25円といたします。

連結株主資本等変動計算書

2022年4月 1日から
2023年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,796	95,086	92,299	△3,151	202,030
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△127	—	△127
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,796	95,086	92,171	△3,151	201,902
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△3,080	—	△3,080
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	16,382	—	16,382
自己株式の取得・処分	—	6	—	△8,786	△8,779
連結子会社の自己株式の取得による持分の増減	—	△211	—	—	△211
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△204	13,301	△8,786	4,310
当期末残高	17,796	94,882	105,473	△11,938	206,213

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	35,881	303	565	△1,936	34,814	1,168	22,924	260,938
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	—	△127
会計方針の変更を反映した当期首残高	35,881	303	565	△1,936	34,814	1,168	22,924	260,810
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△3,080
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	16,382
自己株式の取得・処分	—	—	—	—	—	—	—	△8,779
連結子会社の自己株式の取得による持分の増減	—	—	—	—	—	—	—	△211
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,044	—	622	127	7,794	31	△131	7,694
当期変動額合計	7,044	—	622	127	7,794	31	△131	12,004
当期末残高	42,925	303	1,188	△1,808	42,608	1,200	22,792	272,814

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 47社

主要な連結子会社の名称

株式会社阪急阪神百貨店、イズミヤ株式会社、株式会社阪急オアシス

株式会社関西スーパーマーケット

当連結会計年度より、以下の会社を連結の範囲に含めております。

- ・千里中央公園パークマネジメント株式会社（会社設立に伴うもの）
- ・エイチ・ツー・オー コミュニケーションNEXT株式会社（会社設立に伴うもの）

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 8社

主要な持分法適用関連会社名

寧波開発株式会社、株式会社阪急阪神ポイント

持分法を適用しない関連会社の名称

株式会社スーパーナショナル、マサミキャトルランチ Inc.

株式会社エイチエムトレーディング

持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類の作成にあたっては、それぞれ連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日と異なる決算日の子会社については連結決算日までの間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有 価 証 券	
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
デ リ バ テ ィ ブ	時価法
棚 卸 資 産	原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)
商品及び製品	主として売価還元法
仕掛品	主として総平均法
原材料及び貯蔵品	主として総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産	
リース資産以外の有形固定資産	主として定額法
リ ー ス 資 産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が2008年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
無 形 固 定 資 産	定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金	売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞 与 引 当 金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
役 員 賞 与 引 当 金	役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
店 舗 等 閉 鎖 損 失 引 当 金	店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	一部の連結子会社の役員及び執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 なお、執行役員に係る当該引当金は17百万円であります。
商 品 券 等 回 収 引 当 金	一定期間経過後に収益計上した未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備えるため、合理的に見積もった将来の回収見込額を計上しております。
人 事 制 度 改 編 費 用 引 当 金	人事制度の改編に伴う一時金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益認識

当社グループは、主として百貨店、食品スーパー、商業施設で食料品、衣料品、身の回り品、家庭用品等の販売を行っております。このような商品販売については、通常、商品を顧客に引き渡した時点で、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。商品代金は履行義務の充足時点である商品引渡時に受領しております。

なお、商品の販売のうち、当社グループが顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、代理人として関与したと判定される取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。また、当社グループで発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。自社商品券の未使用部分のうち、当社グループが将来において権利を得ると見込む部分（使用が見込まれない部分）については、使用見込分の回収率に応じて比例的に収益を認識しております。自社ポイント制度に関しては、会員に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

商業不動産賃貸管理等のサービスの提供

当社グループは、ショッピングセンター(SC)の運営や、ビルメンテナンスサービスの提供など、商業施設の開発、運営、管理に関連する事業を展開しています。商業施設におけるサービスの提供は継続的に提供しており履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断していることから、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

のれんの償却方法

発生日以後10年から20年間で均等償却することとしております。なお、金額的重要性に乏しいものは、発生年度に全額償却しております。

6. 会計方針の変更に関する注記

棚卸資産の評価基準及び評価方法の変更

一部の連結子会社における商品の評価方法は、従来、売価還元法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用していましたが、在庫管理の精度向上及び業務の効率化を目的としたシステム改修に伴い、算定に必要なデータの入手が可能となったため、当連結会計年度より売価還元法による低価法に変更しております。

なお、当該システムには、過年度に関する必要なデータが蓄積されていないことから、この会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することが実務上不可能であるため、変更後の評価方法に基づく当連結会計年度の期首の商品の帳簿価額と前連結会計年度の期末における商品の帳簿価額の差額を基に算定した累積的影響額を当連結会計年度の期首残高に反映しております。

この結果、当連結会計年度の期首の利益剰余金が127百万円減少しております。なお、当該変更による当連結会計年度の売上原価、各段階損益及び1株当たり情報への影響額は軽微であります。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損は、至近の業績や事業環境の変化、将来の事業計画に基づく将来キャッシュフローの見積りをもとに、減損の兆候の有無や減損損失の認識の要否ならびに減損損失の計上額を判断しております。

また、繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生したキャッシュフローや課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、業績及び財産の状況に重要な影響を与える可能性があります。

これらの見積りに基づき連結貸借対照表に計上した金額は以下のとおりです。

有形固定資産	303,253百万円
無形固定資産	19,764百万円
繰延税金資産	14,901百万円

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 差入保証金のうち158百万円は割賦販売法に基づく供託金であります。
- (2) 差入保証金のうち10百万円は宅地建物取引業法に基づく供託金であります。
- (3) 差入保証金のうち0百万円は旅行業法に基づく供託金であります。
- (4) 差入保証金のうち100百万円は資金決済法に基づく供託金であり、対応する担保付債務は前受金157百万円であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 276,982 百万円

3. 国庫補助金等の圧縮記帳累計額 568 百万円

4. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

(1) 再評価の方法 再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号並びに第4号に定める路線価、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

(2) 再評価を行った年月日 2002年2月28日及び2002年3月31日

(3) 「土地の再評価に関する法律」第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

△ 792 百万円

5. 企業結合に係る特定勘定

企業結合に係る特定勘定の当期末の内容は、顧客向けクレジットカードの切替(新規発行)に際して必要な費用298百万円であります。

なお、連結貸借対照表においては、固定負債のその他に含まれております。

連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当社グループは、当期において以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

会社名	資産 グループ名	用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
エイチ・ツー・ オー リテイリング (株)	吹田倉庫 えるむプラザ	倉庫 商業施設	大阪府吹田市 他	建物及び構築物 土地	370 1,189
(株)阪急オアシス	神戸三宮店 他	店舗	兵庫県神戸市 他	建物及び構築物 車輛及び器具備品 土地	453 161 362
イズミヤ(株)	八尾店 他	店舗 他	大阪府八尾市 他	建物及び構築物 車輛及び器具備品 その他	272 261 14
(株)関西スーパー マーケット	富田林駅前店 他	店舗 他	大阪府富田林市 他	建物及び構築物 車輛及び器具備品 その他	234 96 23
(株)エイチ・ツー・ オー 商業開発 他	千里丘店 他	店舗 他	大阪府吹田市 他	建物及び構築物 車輛及び器具備品 土地 その他	399 100 142 81

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピング方法として、店舗等については継続して収支を把握している単位で、遊休資産及び売却予定資産については、当該資産単独で区分する方法を採用しております。

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社については、使用方法の変更が生じた倉庫における資産グループ及び営業活動から生じる損益が継続してマイナスである商業施設における資産グループについて、回収可能価額まで減損損失を認識いたしました。

株式会社阪急オアシス、株式会社エイチ・ツー・オー 商業開発 他については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗における資産グループ及び賃貸不動産における資産グループについて回収可能価額まで減損損失を認識いたしました。

イズミヤ株式会社、株式会社関西スーパーマーケット 他については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗における資産グループ及び閉店の意思決定を行った店舗における資産グループについて回収可能価額まで減損損失を認識いたしました。

回収可能価額は主に使用価値を使用し、割引率は主に5.0%であります。また、一部の資産グループは正味売却価額を使用しており、不動産鑑定評価基準に準ずる方法等により算定しております。

この結果、グループ合計で4,167百万円を減損損失として会計処理いたしました。

なお、このうちイズミヤ株式会社、株式会社関西スーパーマーケット他、店舗閉鎖に係る減損損失227百万円は、連結損益計算書においては店舗等閉鎖損失に含めて表示し、事務所移転に係る費用62百万円は、事務所移転費用に含めて表示しているため、特別損失の減損損失には3,877百万円を表示しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	125,201,396株	—	—	125,201,396株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	1,989,253株	6,870,295株	46,000株	8,813,548株

- (注) 1. 当連結会計年度増加株式数のうち、自己株式立会外買付取引による取得が6,868,100株、単元未満株式の買取りによる取得が2,195株であります。
2. 当連結会計年度減少株式数のうち、ストック・オプションの行使による減少が46,000株であります。

3. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式	1,008,000株
(内訳)	
ストック・オプションとしての2009年3月発行新株予約権	8,500株
ストック・オプションとしての2010年3月発行新株予約権	13,500株
ストック・オプションとしての2011年3月発行新株予約権	20,000株
ストック・オプションとしての2012年2月発行新株予約権	23,000株
ストック・オプションとしての2013年3月発行新株予約権	31,000株
ストック・オプションとしての2014年3月発行新株予約権	39,000株
ストック・オプションとしての2015年3月発行新株予約権	52,000株
ストック・オプションとしての2016年3月発行新株予約権	67,000株
ストック・オプションとしての2017年3月発行新株予約権	79,500株
ストック・オプションとしての2018年3月発行新株予約権	80,500株
ストック・オプションとしての2018年6月発行新株予約権	94,500株
ストック・オプションとしての2019年7月発行新株予約権	107,500株
ストック・オプションとしての2020年7月発行新株予約権	106,000株
ストック・オプションとしての2021年7月発行新株予約権	109,500株
ストック・オプションとしての2021年8月発行新株予約権	37,000株
ストック・オプションとしての2022年7月発行新株予約権	139,500株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年 5月17日 取締役会	普通株式	1,540	12.50	2022年 3月31日	2022年 6月1日
2022年 11月2日 取締役会	普通株式	1,540	12.50	2022年 9月30日	2022年 11月30日
計		3,080			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2023年5月17日開催の取締役会にて、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議する
予定であります。

① 配当金の総額	1,454百万円
② 1株当たり配当額	12.50円
③ 基準日	2023年3月31日
④ 効力発生日	2023年6月7日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループの金融商品に対する取組方針としては、設備投資計画に基づき、主に銀行等金融機関からの借入や社債の発行により資金を調達しております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしており、投機的な取引は行っておりません。

リスク管理体制については、連結子会社である株式会社阪急阪神百貨店では、販売管理要領及び与信管理要領に従い、外商活動から生じた受取手形及び売掛金について、外商部門の所属長が、経理室経理業務部と協力して、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、当社及びその他の連結子会社についても、営業債権である受取手形及び売掛金について、営業各部門の所属長が、同様の管理を実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額17,670百万円）は、「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	83,578	83,578	—
(2) 差入保証金	70,903		
貸倒引当金	△ 2,008		
	68,895	66,022	△ 2,872
資産計	152,473	149,601	△ 2,872
(1) 社債	20,000	19,941	△ 58
(2) 長期借入金 ※2	159,267	157,195	△ 2,072
負債計	179,267	177,136	△ 2,131
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

※1 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

資産

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを契約期間等に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

(1) 社債及び(2) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規調達、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理の対象としているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算出しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(2)参照）。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

	百貨店 事業	食品 事業	商業施設 事業	その他 事業	調整額 (注3)	合計
顧客との契約から生じる収益	489,823	410,564	24,652	34,291	—	959,331
その他の収益	2,014	5,575	10,922	1,878	—	20,391
総額売上高 (注1)	491,838	416,139	35,574	36,169	—	979,723
組替額 (注2)	△ 334,829	△ 15,487	△ 1,848	△ 4,392	4,924	△ 351,634
外部顧客への売上高	157,009	400,651	33,725	31,777	4,924	628,089

(注) 1. 前連結会計年度の期首より適用した「収益認識に関する会計基準」等による影響を除外した従前の基準での売上高を「総額売上高」として記載しております。

(注) 2. 上記の「総額売上高」を、「収益認識に関する会計基準」等による影響を反映した「売上高」に組み替えております。

(注) 3. 事業セグメントで代理人取引として純額表示した外部顧客への売上高のうち連結決算では本人取引となる取引（セグメント間での消化仕入契約に基づく取引）の外部顧客への売上高を連結損益計算書で総額表示に組替えるための調整額であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 5. 会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権 68,495 百万円
 連結貸借対照表上、「受取手形及び売掛金」に計上しております。
 契約負債 24,848 百万円
 連結貸借対照表上、「前受金」に計上しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格について、当社グループは商品券・ポイント等の実際の利用に応じて収益を認識します。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,137円87銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 135円85銭 |

重要な後発事象に関する注記

(連結子会社間の吸収合併)

2023年4月1日に、当社の連結子会社である株式会社阪急オアシスを存続会社、同じく当社の連結子会社であるイズミヤ株式会社を消滅会社とする吸収合併及び存続会社の商号変更を行いました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称	株式会社阪急オアシス
事業の内容	スーパーマーケットの運営
被結合企業の名称	イズミヤ株式会社
事業の内容	スーパーマーケットの運営

(2) 企業結合日

2023年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社阪急オアシスを存続会社、イズミヤ株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

イズミヤ・阪急オアシス株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

株式会社阪急オアシス及びイズミヤ株式会社は、従来から、お客様起点で店舗フォーマットを見直し、オペレーションの再構築を実現するため、事業構造改革に取り組んでおります。

この度、更なる経営の意思決定の迅速化、事業基盤の強化を図るため、両社を合併することといたしました。2023年にはシステム統合も予定しており、現在取り組み途上の商品・業務フロー等においてもより効率的な取り組みを進め、人的投資とともに生産性を高め、成長への礎を固めてまいります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（自己株式の取得）

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を実施いたしました。概要は以下のとおりです。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため。

2. 取得の決議内容

- ①取得対象株式の種類 普通株式
- ②取得する株式の総数 1,190,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.02%）
- ③株式の取得価額の総額 2,200,000,000円（上限）

3. 取得の実施内容

- ①取得対象株式の種類 普通株式
- ②取得した株式の総数 1,190,000株
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.02%）
- ③取得価額 1,881,390,000円
- ④取得日 2023年5月12日
- ⑤取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

追加情報

（重要な固定資産の譲渡）

当社は、2021年11月24日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社阪急阪神百貨店が保有する固定資産の譲渡を決議いたしました。概要は以下のとおりであります。

1. 譲渡の理由

経営資源の有効活用による資産の効率化と財務体質の強化を図るため。

2. 譲渡契約の概要

- 譲渡契約日 : 2021年11月24日
- 対象資産の種類（現況） : 土地
- 対象資産の所在地 : 大阪市福島区鷺洲1丁目32-13
- 譲渡日 : 2023年12月下旬

譲渡価格及び譲渡の相手先：

譲渡先に対する守秘義務により開示はできませんが、入札による公正な方法により、譲渡先の選定、譲渡価格の決定を行っております。

3. 損益に与える影響

当該固定資産の譲渡により、第105期の連結損益計算書において、固定資産売却益約33億円を特別利益に計上する予定です。

貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	470,738	(負 債 の 部)	268,518
流動資産	81,995	流動負債	80,185
現金及び預金	42,391	1年内返済予定の長期借入金	15,214
営業未収入金	3,808	未払金	2,961
前払費用	268	未払費用	169
短期貸付金	30,394	未払法人税等	2,081
1年内回収予定の長期貸付金	8,687	前受金	158
その他	738	預り金	59,325
貸倒引当金	△4,292	賞与引当金	115
		役員賞与引当金	26
		その他	133
固定資産	388,743	固定負債	188,333
有形固定資産	36,528	社債	20,000
建物及び構築物	7,849	長期借入金	142,858
車輛及び器具備品	1,858	繰延税金負債	24,432
土地	26,631	再評価に係る繰延税金負債	266
建設仮勘定	188	退職給付引当金	16
無形固定資産	12,631	関係会社事業損失引当金	518
ソフトウェア	5,514	長期未払金	3
施設利用権	39	長期預り保証金	237
ソフトウェア仮勘定	7,076		
投資その他の資産	339,582	(純 資 産 の 部)	202,220
投資有価証券	71,020	株主資本	157,561
関係会社株式	197,120	資本金	17,796
関係会社出資金	13,652	資本剰余金	92,929
長期貸付金	70,049	資本準備金	72,495
差入保証金	396	その他資本剰余金	20,434
長期前払費用	0	利益剰余金	58,773
その他	53	利益準備金	4,429
貸倒引当金	△12,710	その他利益剰余金	54,344
		固定資産圧縮積立金	5,668
		別途積立金	29,054
		繰越利益剰余金	19,621
		自己株式	△11,938
		評価・換算差額等	43,458
		その他有価証券評価差額金	42,854
		土地再評価差額金	604
		新株予約権	1,200
合 計	470,738	合 計	470,738

損 益 計 算 書

2022年4月 1日から
2023年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受取配当金収入	331	
グループ運営負担金収入	2,810	
システム使用料収入	7,380	
不動産賃貸収入	2,699	13,221
営 業 費 用		15,293
営 業 損 失		2,072
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	801	
受 取 配 当 金	1,081	
そ の 他	257	2,140
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,055	
匿名組合投資損失	415	
そ の 他	359	1,829
経 常 損 失		1,761
特 別 利 益		
固定資産売却益	13,526	
投資有価証券売却益	3,819	17,346
特 別 損 失		
関係会社投資等損失	1,720	
減 損 損 失	1,072	
投資有価証券売却損	324	
開 発 中 止 損 失	279	
固定資産除却損	252	3,648
税引前当期純利益		11,935
法人税、住民税及び事業税		2,124
法人税等調整額		2,024
当 期 純 利 益		7,786

株主資本等変動計算書

2022年4月 1日から
2023年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本計	
		準備金	その他資本剰余金	剰余金計		準備金	その他利益剰余金					剰余金計
							固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰上利益剰余金			
当期首残高	17,796	72,495	20,427	92,922	4,429	5,685	29,054	14,898	54,067	△3,151	161,634	
当期変動額												
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△3,080	△3,080	—	△3,080	
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	7,786	7,786	—	7,786	
自己株式の取得・処分	—	—	6	6	—	—	—	—	—	△8,786	△8,779	
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	△16	—	16	—	—	—	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	—	6	6	—	△16	—	4,723	4,706	△8,786	△4,073	
当期末残高	17,796	72,495	20,434	92,929	4,429	5,668	29,054	19,621	58,773	△11,938	157,561	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	35,814	604	36,418	1,168	199,222
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△3,080
当期純利益	—	—	—	—	7,786
自己株式の取得・処分	—	—	—	—	△8,779
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,039	—	7,039	31	7,071
当期変動額合計	7,039	—	7,039	31	2,997
当期末残高	42,854	604	43,458	1,200	202,220

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 資産の評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法
有価証券	
子会社及び関連会社株式 関係会社出資金	移動平均法による原価法 匿名組合出資については「6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。
その他有価証券	
市場価格のない 株式等以外のもの	時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない 株式等	移動平均法による原価法
3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	
リース資産以外の 有形固定資産	主として定率法 なお、1998年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)につきましては、定額法を採用しております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。
無形固定資産	定額法
4. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
役員賞与引当金	役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務の見込額は、簡便法(退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法)により計上しております。
関係会社事業損失引当金	関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する貸付金等債権を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、主にグループ各社への監督・指導及びシステム管理を行っており、約束した財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で、各会社等へのサービス提供に応じて収益を認識しております。

また、不動産の賃貸による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借契約期間にわたって収益を認識しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

匿名組合出資の会計処理 匿名組合出資については、匿名組合の財産の持分相当額を「関係会社出資金」として計上しております。なお、匿名組合が獲得した純損益について、持分相当額を営業外損益に計上するとともに、同額を「関係会社出資金」に加減算しております。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損は、至近の業績や事業環境の変化、将来の事業計画に基づく将来キャッシュフローの見積りをもとに、減損の兆候の有無や減損損失の認識の要否ならびに減損損失の計上額を判断しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生したキャッシュフローや金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、業績及び財産の状況に重要な影響を与える可能性があります。

当該見積りに基づき貸借対照表に計上した金額は以下のとおりであります。

有形固定資産	36,528 百万円
無形固定資産	12,631 百万円

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,625 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	43,222 百万円
短期金銭債務	59,606 百万円
長期金銭債権	70,047 百万円
3. 国庫補助金等の圧縮記帳累計額 225 百万円
4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額から再評価に係る繰延税金負債の金額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 - (1) 再評価の方法
再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。
 - (2) 再評価を行った年月日 2002年2月28日
 - (3) 「土地の再評価に関する法律」第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
△ 219 百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	12,556 百万円
営業費用	1,792 百万円
営業取引以外の取引による取引高	2,820 百万円

2. 減損損失

当社は、当事業年度において以下の減損損失を計上いたしました。

資 産 名	用 途	種 類	場 所	減損損失
吹田配達所	倉 庫	建物及び構築物 土 地	大阪府吹田市	977百万円
三田えるむプラザ	賃貸用施設	土 地	兵庫県三田市	95百万円

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピング方法として、店舗等については継続して収支を把握している単位で、遊休資産及び売却予定資産については、当該資産単独で区分する方法を採用しております。

吹田配達所については、使用方法の変更が生じたことから回収可能価額まで減損損失を認識いたしました。

三田えるむプラザについては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであることから回収可能価額まで減損損失を認識いたしました。

いずれも回収可能価額は正味売却価額を使用し、不動産鑑定評価基準に準ずる方法等により算定しております。

この結果、1,072百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	1,989,253株	6,870,295株	46,000株	8,813,548株

- (注) 1. 当期増加株式数のうち6,868,100株は自己株式立会外買付取引による取得、2,195株は単元未満株式の買取りによる取得であります。
 2. 当期減少株式数46,000株はストックオプションの行使による減少であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)

会社分割に伴う子会社株式	8,668 百万円
貸倒引当金	5,203 百万円
関係会社投資等損失引当金	158 百万円
匿名組合投資損失	495 百万円
税務上の繰越欠損金	17 百万円
その他	3,867 百万円
繰延税金資産 小計	18,411 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 17 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 18,267 百万円
評価性引当額 小計	△ 18,285 百万円
繰延税金資産 合計	125 百万円

(繰延税金負債)

退職給付信託資産(株式)の返還に伴う 投資有価証券評価益	△ 3,160 百万円
固定資産圧縮積立金	△ 2,499 百万円
その他有価証券評価差額金	△ 18,895 百万円
グループ法人税制に基づく資産譲渡益の繰延	△ 2 百万円
繰延税金負債 合計	△ 24,557 百万円
繰延税金負債の純額	△ 24,432 百万円

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
子会社	(株)阪急阪神百貨店	(所有) 直接100%	役員 の兼任	長期資金の貸付	13,692	長期貸付金	13,692	
				長期資金貸付による利息の受取	30			
				CMSによる資金の預り	13,918	預り金	13,918	
				CMSによる利息の支払	2			
					システム使用料の受取	4,067	営業 未収入金	284
	(株)関西フードマーケット	(所有) 直接64.08%	役員 の兼任	短期資金の回収	8,000	—	—	
				CMSによる資金の貸付	9,781	短期貸付金	9,781	
					CMSによる利息の受取			11
	(株)イズミヤ	(所有) 間接64.08%	—	システム使用料の受取	1,796	営業 未収入金	179	
	(株)エイチ・ツー・オー商業開発	(所有) 直接100%	役員 の兼任	長期資金の貸付	4,133	長期貸付金 (1年内回収 予定も含む)	46,972	
長期資金の回収				10,707				
長期資金貸付による利息の受取				338	短期貸付金	10,262		
CMSによる資金の貸付				6,889				
				CMSによる利息の受取	56			
(株)カンソー	(所有) 間接100%	—	CMSによる資金の預り	485	預り金	6,157		
				CMSによる利息の支払			5	
(株)阪急阪神百貨店友の会	(所有) 直接100%	役員 の兼任	CMSによる資金の返済	2,074	預り金	24,098		
			CMSによる利息の支払	432				
その他の 関係会社 の子会社	阪急阪神 不動産(株)	—	—	土地の売却	9,000	—	—	
				土地の売却による売却益	8,568	—	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)による取引及び長期貸付による取引であり、金利は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、CMSによる取引金額については前事業年度末残高からの増減額を表示しております。
2. 余剰資金の預りについては、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)による取引であり、金利は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、CMSによる取引金額については前事業年度末残高からの増減額を表示しております。
3. システム使用料の取引金額については、システムに関する諸費用の実費相当額となっております。
4. 土地の売却は、入札による市場価格を反映した適正な価格によるものです。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,727円15銭
2. 1株当たり当期純利益	64円57銭

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成 本 弘 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 戸 達 哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 弓 削 亜 紀

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその

他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成 本 弘 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 戸 達 哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 弓 削 亜 紀

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第104期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、主要な子会社の現地調査に加え子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月16日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 監査等委員会

取締役常勤監査等委員 小西 敏允 ㊟

社外取締役監査等委員 番 尚志 ㊟

社外取締役監査等委員 中野 健二郎 ㊟

社外取締役監査等委員 石原 真弓 ㊟

社外取締役監査等委員 関口 暢子 ㊟